

昭和三十三年十二月十七日(水曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小泉 純也君 理事小平 久雄君

理事中村 幸八君 理事加藤 謙造君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

新井 京太君 岡部 得三君

岡本 茂君 加藤 高藏君

鹿野 彦吉君 關谷 勝利君

中井 一夫君 西村 直己君

野田 武夫君 濱田 正信君

細田 義安君 山手 満男君

渡邊 本治君 板川 正吾君

今村 等君 内海 清君

小林 正美君 鈴木 一君

堂森 芳夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋達之助君

出席政府委員

通商産業事務官 齋藤 正年君

(大臣官房長)

通商産業事務官 小出 榮一君

(重工業局長)

通商産業事務官 乙竹 虔三君

(重工業局長)

機械課長

専門員 越田 清七君

十二月十六日

下請代金支払遅延防止法の一部を改

正する法律案(田中武夫君外十三名

提出、衆法第一〇号)

商業調整法案(水谷長三郎君外二十

三名提出、衆法第一三三号)

中小企業の産業分野の確保に関する
法律案(水谷長三郎君外二十三名提
出、衆法第一四号)

官公需の中小企業に対する発注の確
保に関する法律案(水谷長三郎君外
二十三名提出、衆法第一五号)

百貨店法の一部を改正する法律案
(水谷長三郎君外二十三名提出、衆
法第一六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

輕機械の輸出の振興に関する法律案
(内閣提出第三〇号)

○長谷川委員長 これより会議を開き
ます。

輕機械の輸出の振興に関する法律案
を議題とし質疑に入ります。堂森芳夫
君。

○堂森委員 輕機械の輸出の振興に関
する法律案に対して、私数個の点
について政府当局に質問をいたしたい
と思うのであります。

この輕機械と称せられるところの機
械でございますが、政府当局はどのよ
うなものを輕機械と定めておられる
のか、まずこの点について伺いた
い。

○小出政府委員 輕機械の定義に関す
るお尋ねでございますが、定義に関し
ましては御承知のように、この法案に
おきましては第二条において一応定義
を定めてありまして、この法律におき

ます輕機械というものは「小型輕量の機
械であつて、その製造業者の大部分が
中小企業者であり、主として他の者か
ら購入した部品を組み立てることによ
つて製造され、かつ、その相当部分が
輸出向けに出荷されるもの」という
ふうに実は定義したのでございます。

この法律における定義はそういうこと
でございますが、普通輕機械と一般的に
申します場合におきましては、重機械
に対する輕機械、こういうような意味
でありまして、常識的に申しますと
ば、小型輕量の機械、例をあげます
ならば、カメラでありますとか、ある
いは双眼鏡、ミシン、時計、トランジ
スター・ラジオというふうなものがあ
ろうかと思ひますが、この法律におき
ましてはさらに法律上の用語といたし
まして明確に限定する必要があると思
ひますので、ここでは要件といたしまし
てまず小型であり、輕量であるというこ
とが第一、それから第二の要件といた
しましては製造業者の大部分が中小企
業者である。それから第三の要件とい
たしまして、主として他の者から購入
した部品を組み立てる、いわゆるアッセ
ンブル方式によつて製造されるもので
あるということでございます。それから
第四の要件といたしまして、その製
品の相当部分が主として輸出向けに
作られておる、こういうふうな制限を
いたしたのであります。これがこの法
律におきまして輕機械の定義でござい
ます。具体的には最後に「別表で定め

るもの」というふうに書いてございま
して、この法律の中に製品の名前を最
後に別表で指定してあるものでありま
して、さしあたり現在考えておりますの
は家庭用ミシンと双眼鏡、この二つと
いうことになっております。

○堂森委員 ただいま私が質問いたし
ましたその意味は、輕機械と稱するも
のには、先ほど説明がありましたよう
に、かなりの種類のものが實際はある
と思うのであります。しかるにこのた
びの法律に關しましては、別表で家庭
用のミシンと双眼鏡、この二つだけを
指定しておるわけでありますが、なぜ
この二つだけに制限しておるかとい
うことについて、もう少し詳しく御説明
願ひたい、こう思うわけであります。

○小出政府委員 輕機械の範圍につ
きましては、御指摘の通りいろいろあ
るわけでございまして、私が先ほどあ
げました例で申し上げても、ミシン
と双眼鏡のほかにカメラであるとか時
計であるとかあるいはラジオとかい
ろいろあるわけでございしますが、なぜ
それではこの法律においては特にミシ
ンと双眼鏡だけを取り上げたかとい
うことでございますけれども、これは普
通に輕機械全般についての輸出の振興
ということはもちろん必要でございま
すけれども、この法律を適用すること
によつて輸出を振興しなければならぬ
という段階まできておりますものだけ
を逐次取り上げていく、こういう趣旨
でございまして、従ひまして、この法律
の趣旨が、御承知のように輕機械の国

内における生産の実際、あるいは海外
に対する輸出振興のための広報宣伝等
の活動の実際等を見まして、どうして
もこの法律によつて、この法律の骨子
といたしておきまします登録制度であ
りますとか、あるいは輸出振興事業協会
というふうな団体を作る、そういうよ
うなことによつて海外に対する輸出振
興を推進しなければならぬという段
階まできておりますのは、現在の實
情におきましては家庭用ミシンと双眼
鏡、こういうことでございまして、業
界の大勢もそういうふうなところまで
きておるわけであります。従ひまして
さしあたりはこの二つの品目にとりあ
えず限定をしたのでございすけれども、
もちろん同じような事情が將來発
生いたしました場合におきましては、
他の業種の輕機械につきましても逐次
法律を改正して別表で指定していく、
逆に申し上げますれば、その必要がなくな
ればまた別表から削っていく、こうい
うふうなつもりで考えておる次第で
ございす。

○堂森委員 たとえば輕機械と稱する
ものの中には、あなたが御指摘のごと
く、時計であるとかトランジスターで
あるとか、あるいは手廻み機であるとか
いろいろあるものがあると言つておら
れるわけでありまして、現在の段階に
おいてそういうような機械に業界がき
ておるのはミシンと双眼鏡である、あ
とはそういう機械でないのじゃない
か、こういうふうな意味でございま

○小出政府委員 業界の機運ということももちろん一つの要件でございますけれども、それだけの理由に基くものではございませんで、ただ御承知のように、こういうふうなミシン、双眼鏡というものは非常に輸出が盛んであるにもかかわらず、実際は業界内における過当競争ということ、それから海外に対する広報宣伝が、全くいわずにめくら貿易になっておいて、しかも輸出先が主としてアメリカというふうな先進国であって、相当のドルを獲得できるというふうな実情になっているのかかりませう、みすみす獲得することのできるはずのドルを、安くたかたかたかた売ることによりまして失つておる、こういうような実情にきておるような実態をとらえておりますのは、この二つの業界が大体主でございます。そういうことがこの二つの品目を取り上げました基本的な主たる理由でございますが、同時に、こういう法律によって登録制をしいたりあるいは団体を作ったりするということは、やはり業界自身の方の要望ということが主たる機運と申しますか、業界自身が納得をいたしませんと、政府の方から法律的に強制するということは、実際問題として非常に不合理でございますので、そういう趣旨におきまして、業界の機運というのをあわせ考えまして、とりあえずこの二品目を取り上げた、こういう次第でございます。

○堂森委員 そういたしますと、あなたの御答弁では、ミシン業界あるいは双眼鏡業界も、こうした法律を作っていくことによって、業界が非常に大きくさらに発展をする、そうして安値で輸出してある——過当競争による安値とあなたは御判断されるわけでございますが、そうした安い、たとえば日本製の双眼鏡はアメリカの市場では二十ドルくらいである、こういうふうな聞いておるわけでございます。ところが一方、アメリカにおいてドイツなどから輸入される双眼鏡は八十ドルあるいは百ドルをすつとこえる。非常な差があるわけでございます。どういふわけでございますか。日本のものが安くて、外国のものはなぜそんなに高いか、そういういろいろな問題が私はあると思うのであります。ところが実際私が聞いておるのでは、たとえば双眼鏡業界においては、あなたのおっしゃるよう、業界がござって、この法律ができておることによって業界が大きく発展していくとは考えていないように聞いておるわけでありまして、その点はいかがでございますか。

○小出政府委員 ただいま双眼鏡業界におきまして、業界の内部において、必ずしも私が先ほど申し上げました業界自身がこれを要望し、ぜひやらないといふような御指摘の点があつたのでございまして、実は私もこの法律を提案するに至りますまでの間に、臨時国会に提案したのであります。その間に、さらにその以前から、実は大体一年くらい前から、こういう法律改正の必要性ということにつきまして、業界内部におきまして、みづから過当競争の弊に耐えかねるといふような要望がございまして、その関係、その他業界の代表の方々あるいは組合員全体の大方々に諮りまして、われわれ事務的にはしばしば相談をいたして参つたのでございまして、最後の案をまとめますまでは、相当いろいろな業界の意見に基いて案を修正して参つたわけでありまして、もちろん業界の中におきましては、百パーセント一人も漏れなくこれに全部賛成するということまでは必ずしもいかならないと思ひます。従来からそういう経過で長い間相談をして参つたにもかかわりませず、最近に至りまして急に申しまして、一部において反対の音が上つておるといふことも、実は私も承知いたしておりますが、その間の経過につきましては、先ほど申しましたように、われわれといたしましては十分業界と御相談し、むしろ業界の大体一致した御意見に基いて法案を作つた、こういう経過にわれわれといたしましては了解いたしておる次第でございます。

○堂森委員 私が聞いておるのは、双眼鏡のメーカーというものは大体目ぼしいものが百九十くらいあるのです、その中でおよそ百以上、百十くらい、過半数というか半分以上の人たちは、この法律に対しては非常な反対の意見を持っておる、こういうふうな聞いておるわけでありまして、あなたがおっしゃるのには、一部の業者だけが反対しておつて、大多数はこの法律ができることを非常に歓迎しておる、こういう答弁のようであります。私はそのように聞いてないのではありませんか、その点どうでございますか、もう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○小出政府委員 双眼鏡に関しまして、現在のいわゆる組み立て業者といひますものは二百十社ばかりござい

ます。今その中の大部分の方が反対であるというお話でございますが、私どもが従来から接触し——これは別に業界の一部の人と接触したわけではなくて、業界全体の方と御相談を参つたわけでございますが、われわれの承知いたしております範囲におきましては、大部分の方が、あるいはむしろその経過におきましては全部の方が賛成をしておられる。ただごく最近に至りまして、業界の一部の——具体的に申し上げることは差し控えますけれども、前の業界の団体の幹部の方が中心になって、多少そういう反対の運動をしておられるようなことは聞いておりますけれども、何分にも、御承知のように非常に零細な業者の方が多いわけでありまして、どういふことで陳情に参られておるか存じませんけれども、私どもの解釈といたしましては、業界としては反対といふのはごく一部である、こういうふうな了解しておる次第であります。

○堂森委員 その点については、私はあなたの説明では了解しにくいのであります。

そこで、このたびの法律が通過していつて、そして政府当局が考えておるように、この法律に沿つたとせば振興協会を作つて、あるいは役員がそこに選任されて、ジェットロを通じて大いに広報宣伝をしていく。これは今度の法律がなくても当然やるべきものであつて、なぜ今度の法律ができたならばジェットロの活動が活発にならぬか。こういう意味は、私はないと思ひます。そこで、ジェットロを通じて大いに宣伝していく、あるいは協会が今

後いろいろな試験的な施策と申しますか、技術的なあるいは学問的な研究を大いにしていく、こういうことも重要な仕事になるでございまして、そういうことをいろいろやっていく、そのことによつて、今日たとえばアメリカに対しては日本からの双眼鏡の輸出は九割とか八割とか言われており、しかも値段が非常に安いわけですが、もつと過当な競争によるドル獲得の無用な、有害な損失というものがほんとうに防げるでしょうか。その点いかがでございますか。

○小出政府委員 今回のこの法律で意図しております一つのねらいは、今御指摘のように輸出振興事業協会という単一の団体を通じて、海外の広報宣伝をもつと強力にやる、実際の業務は、御指摘の通り、ジェットロに委託する格好になるわけでありまして、それは従来からもやれたではないかというお話であります。先ほど申しました通り、この双眼鏡の業界は、ミシンも同様でございますが、非常に零細な企業が大勢でありまして、従つて自分の手で、メーカーの従来の組織でもつて直接海外への広報宣伝——あるいはジェットロとのつながりも非常に困難でございますし、のみならず従来の中小企業団体組織法による組合というふうなものでもなく、業界全体が一人残らず公平にいろいろな負担をいたしまして、平等の立場において海外に対する広報宣伝をやつてもらうというふうな組織が、どうしても必要であるという意味におきまして、新たな組織をいたしまして、輸出振興事業協会というものを作つて、そこが単一のまとま

た団体といたしまして、ジェットロとのつながりを持って、これに対する海外の広報宣伝をやってもらう、こういう趣旨でございます。従いましてこれができましてその運用が適正に行われましますならば、私どももいたしましては、当然従来のようなめぐら貿易によります時代と変りまして、相当輸出振興に寄与するものがあるというふうに確信をいたしておりますし、またそうならなければこの法律の意味がない、こういうふうに考えておる次第でございます。

○堂森委員 幸い高橋通産大臣が出席されておりますので、大臣に私は二、三点伺いたいと思っております。すでに中小企業団体組織法が国会を通いたしましたので、そしてこの団体組織法によって各中小企業の業者の団体が、工業組合を通じて自主的に統制といいますが、規制を持って業者の共倒れを防いでいく、こういうような事態が行われておるわけでございまして。そしてこれから大いにこの工業組合が自主的に強い力を発揮していくというときに、新しくこういう法律を作っていくか、新しならぬというふうに踏み切られました最高責任者としての大臣のお考え、さつき局長からいろいろお話がありましたが、この法律を出そうというふうに決意されました御心境について、まず御答弁をお願いしたい、こう思うのです。

○高橋通産大臣 堂森委員の御質問にお答えいたしますが、お説のごとく、中小企業団体組織法によりまして、全中小企業者のこういう種類の事業が、団体的の行動をとって乱売を防止し、生産を調整するという第一歩を踏み出したことはまことに御同慶にたえませぬが、しかしそれだけではまだ徹底しないという点があるわけでございまして、特に日本の中小企業の中で非常に将来性のあるものはこの軽機械類だ、こういうふうな感じを持つものでございまして。ところが、それは将来をどうするかといえ、これはまず第一に品質を改善して、世界の市場において日本の軽機械類が、ドイツその他の国に比較して進歩しておるという技術向上を第一に考えなければならぬというのと同時に、この生産について、中小工業は生産するけれども、生産の責任を明らかにするというところに、従前のこういう種類の中小企業の製品は、バイヤーの商標によって取引されることが多いわけでございまして。これは、ある一時期はそれをもつてやらなければならぬと思いましたが、でも、適当の時期になればだんだんメーカーの登録商標をもって世界の市場に踏み出すというものでいかなければならぬ。これが中小工業はなかなかできないのでございまして。そういう意味から申しまして、製造する人の責任を明らかにするという意味からいって、登録をすればどうしても官僚統制になりやすいという点があるわけでありますから、これを十分防止するためには業者の発言力を十分尊重して、それによって登録をすることに、そして製造の責任を明らかにする。同時に世界市場との直接の折衝によって市場をよく観察する。これまた大企業では資本的に充実をしておりますから、かえって非常に楽でありますけれども、中小企業者はこれがない。従ってこれ

はどうしても輸出振興事業協会というふうなものを作って、それでみなの方を合せて、できるだけその業者自身を海外の市場に出す、見せるというようにして、そういうつながり、連絡を十分に、めくろ貿易を防止する、このいうふうにしていく必要があるだろうというふうな存じておられます、将来性のある事業についてはできるだけ現在提案しております軽機械類輸出振興に対する法律を適用していきたいと存じておりますけれども、ただいままでのところ、ミシン業者とそれから眼鏡業者が一致してこれを支持しております。やってくれ、こういう話でこれを提案をしたわけなのでございまして、その後やはりときどき、業者の中にも派閥と申しましうか、ある人が組合の主幹になっておる、これがかわるということになればいろいろ反対がましようが、私は日本の現在の軽機械の将来性を考えましたときに、この登録制をしく、同時に輸出振興協会というものを作るといことは最も必要だ、こう存じておる次第でございます。

○堂森委員 大臣の御答弁によりまして、今のままでは将来非常に有望である軽機械の輸出が思うように伸びていかないからこういう法律を作る、簡単に言いますと、そういう御答弁であつたやうであります。しかしながら中小企業団体組織法で、自主的に組合の結束をはかっている、こういうことも行われるようになっておりますし、また従来の輸出振興株式会社というものがあつて、そしてこの会社がいちいちと輸出振興をはかっている、ジェットロ

というものがあつて、そしてこれが大いに宣伝をしている、こういう組織ができて、いろいろやっておりますわけでありまして。業者の反対が多少ある、こういう大臣の答弁でありまして、私が聞いておるのは、たとえば眼鏡の業界においては多少ではない、かなりな人たちが、私が聞いておるのは業者の少くとも半分くらいは反対である、こういうふうなことを聞いておるのです。そこで通産省当局は多少の反対があるがというふうな御答弁でありまして、なぜならば業界の発展のためにやるのだ、こういうふうに通産省が考えておられるような、そして提案せられた法律に対して、私が聞いておるのは半数くらいの人たちが反対であるのか。こういう事態が起きてきたというのか。それによって経験を持ってきた業者の人たちが、またもう一ぺん官僚統制に戻るのだ、そういうふうなことで、またそういう統制が復活してくるのだ、こういうふうな認識も大いに持っておられると思う。私はこのたびの法律が通つたら、それで非常な貿易の躍進がある、あるいは技術の非常な向上がある、こういうことは必ずしも期待ができないのではないかと、思ふわけでありまして、あくまでこの法律が通らないと、貿易の躍進あるいは過当競争による安値というものが、高くなる、こういう目的がほんとうに達せられないで、またたまたまとてよく考えてみまうと、眼鏡の値段が、アメリカの市場においては日本のものが非常に安い。ドイツ製のものは非常に高い。こういう原因とい

うものはほんとうに過当競争というものでございまして、どうか。あるいはこの法律が通つて予期通りの活発な活動をこの協会がやってくれば、二十ドルで市場で売られておるような日本製の眼鏡が、今のままのものが、もっと高くなつていく、こういう見通しがほんとうにあるでしょうか。この点について御答弁をお願いしたいと思います。

○小出政府委員 眼鏡の輸出の状況につきましては、お話の通り従来あるいは現在においても非常に活発に輸出をしておりますし、また将来ももちろん輸出需要というものは非常に旺盛でございまして、国際競争力も御存じの通り日本が一番強みを持っておるわけでございまして、輸出が伸びることは間違いないのであります。しかしながら従来からの行き方でも、業者が、業界、メーカーの方でございまして、メーカー自身が直接アメリカの最終の需要と申しますか、海外の市場のマーケットの実情というものを直接把握することができない。従いましてそのために結局中間の商社、向うの輸入商というところからによりまして利潤を中間においておさめられておるといふようなことでございまして、従って業界がまとまって海外の市場の開拓あるいは広報宣伝ということをメーカー自身の手において行うということが必要であります。これは眼鏡に限らず、あらゆる最近の商社が昔のように非常に強力にございまして、日本の商社自身が海外の事情というものを末端まで把握できるといふことであれば別でございまして、現在日本の実情から申します

も、現在の日本の実情から申します

と、メーカー自身が最終需要というものを把握いたしまして、マーケティングをやるといことがどうしても必要であろう、こういうふうな考えられます。従いましてそういう組織というものは現在の中小企業の組合、もう一つのまとまりでございませうけれども、やはり業界全体がまとまって、平等で経費を負担し、そうして一つの単一の組織として強力にジェットロ等を使いましてやるということによって、初めて輸出がさらに正常な姿において、本来の競争力にプラスしてさらに有利な価格でもって出ることができるようではないか、かように考えておられるわけでありませう。業界内部における反対が多数であるか、半分であるかというような問題でございませうが、これは堂森先生のところで把握せられております実情と、私どもの方で把握しております実情と、食い違いがあるわけでございますが、私どもの経過を申し上げますと、何回も業界と話し合いをし、最後にこの法案を最終的に提案をする前におきまして、業界の組合の理事会で意思決定をされる場合にも、具体的に申しますれば理事二十五名、一人欠席がございまして二十四名でございまして、そのうち二人だけ反対がございまして、全体といたしましてやはり大多数は賛成ということでありました。むしろ業界内部においていろいろないざこざが多少でも起るような実情にあるということ自体が、むしろこういうような新しい組織によりまして輸出振興事業協会というものを必要とする一つのゆえんでもあるかと存じますし、また堂森先生が御指摘になりました官僚統制という点につきまして

は、もちろんこれが官僚統制の組織にならない、またなるはずはないと考えられておりますが、業界自身の団体でございませうし、またその運営につきましても十分民主的に運営できるような組織が、御承知のように法律の建前がそうになっております。実際これを用いるに当りまして、そういう統制あるいは官僚統制というふうな弊に陥らないように、十分われわれとしましても気を付けて運営をしていくことは当然でございませう。そういうような趣旨におきまして業界の方におきましても大体の御賛成を得ておる、こういうふうな考えておる次第でございませう。

○堂森委員 私は日本の軽機械の輸出がますます盛んになっていく、こういうことを希望することはもちろん当然であります。従って私が申し上げておることは、業界がござっていいと思います。全部ということはありません。しょうが、しかしながら少くとも大多数の人たちがこの法律ができることによって日本の軽機械の輸出が盛んになる、こういって喜んでこれを支持する、このところが私が聞いておるのです。そうではないのです。双眼鏡の業界においては半分ぐらゐの人たちは、この法律ができることに強く反対をするようになつてきている、こういうふうな聞いておるわけですね。そういうことはきわめて重要なことでありまして、よくよくできる法律に対して、しかも日本人であるならばだれでも希望する軽機械の輸出が大いに振興されるのだ、こういう建前で作って出してきた法律に対して、直接の関係者である業者が、しかもかなりの数の人たちが強く

反対をされているということが事実であれば、これは私は重要なことだと思ふのです。従って理事会で大多数が賛成したとか、それは私はわかりませんが、あなたの御答弁を信頼する以外はないわけですが、そういう声を非常に強く聞いておる。そういうふうな強い反対の声もあるということとは、やはりこの法律に相当問題があるということが言えると思います。たとえばこの双眼鏡の業界はほとんどアッセンブル方式で成り立っておりますが、この企業の大きな内容を見ますと、やはり零細な業者が圧倒的に多くて、そして比較的大きな業者は数が少く、製品の数からいけば大部分の製品を数個の比較的大きな規模の工場で作るを生産し、そして残りの多数の業者がわずかの品物を作っておる。そうしてそういう小さい業者が圧倒的に多い、こういうところにもやはり問題があるのでございますが、しかし業者の間に強い反対があるというところは、私の聞いておる範囲ではそう聞かなくていいのじゃないかと思ふわけですね。この問題についてはまた他の同僚議員の諸君も質問をされると思ふますが、そこで法律の内容について少し具体的に聞いて参りたいと思ふわけでありませう。

まず登録をやるわけでありませうが、この登録の基準であります。元来が軽機械の製造業者というものはほとんどが零細な企業者でありまして、従ってこの登録の基準の定め方いかんによっては、不適格者が相当出てくるのではないか、こういうことも私は業者には大きな問題であると思ふます。そこで基準はどういうふうなねらいという

か、そういうものをもって定めていくのか、そして現在仕事をやっておるような人たちに對して不適格者が出たようなときには、一体どういうような措置をとっていくのか、そういう点について具体的に説明をしてもらいたいと思ふわけですね。

○小出政府委員 登録制度に関するお尋ねでございませうが、登録の基準につきましては法案の第八条に一定定めておるわけでございまして、登録の申請が基準に合致しておる場合には通産大臣は登録しなければならぬ、こういうことになっておるわけでございます。

そこでまずこの登録の基準をきめるにつきますと、基本的な考え方では、ただいま御指摘の通り双眼鏡は組立て業者だけで見ても従業員五人以下の零細な業者が半数以上で、大部分が中小企業であるという実態でございませう。またそこに一つの国際競争力としての強味を持っておるわけでございますので、従いましてこの登録の基準を非常に高く定めて、そして競争を大メーカーだけにしほつていくというふうな考えは全然持っておりません。むしろ小粒でもしっかりしていることを申しませうが、中小企業であつても非常にしっかりした国際競争力を備え得るような基準に全体の水準をだんだん高めていくという考え方でございませう。具体的にその登録の基準を作るにつきますのは、通商産業省令で定めることとなるのでありますが、結局そういうふうな趣旨に基きまして製造設備なり、検査設備が一定の基準に達しておるということが要件でございませう。

す。そういう製造設備なり仕上げ設備なり検査設備を、それぞれ生産の品種に従いまして具体的にこまかに定めていく予定でございませう。またその設備につきましても、必ずしも自分で所有しておることは必要でないものでありまして、借り入れ等によります場合においても、現実に常時その設備を使用できるというふうな状態であることが立証できることによつて登録が認められるわけでございませう。またその設備を動かします技術者の基準についても、やはり省令で一定の資格要件——それは必ずしも学歴だけでなく経験年数というふうなことも参考にしたしまして、その登録の申請者と雇用関係にある技術者についての基準を定めるわけでございませう。

それでこの基準に合致しない場合はどうするかというところでございませうが、先ほども申しましたように、この登録基準というものは、一挙に高い水準を定めるといことは事実上困難でございまして、実際問題としてメーカーとしての最低限度の基準を一応定めまして、漸次全体の基準を高めていくという指導をして参りたいと思つております。かりに、非常に不幸にしてこの基準に合致しないというものが、全然出てこないとは保証できないのでございませうが、そういう場合におきましてはやはり数カ月間の猶予期間がございまして、その間においていろいろ転換その他につきましてもあつせんをして参りたいと考えております。

○堂森委員 ただいまの御答弁によりますと、現在零細な業者が非常に多いわけでございませうが、そういういたしますと、登録制でありますから不適格者が

出てくる場合も当然あると思います。そうすると現在の業者で不適格者と認定せられたものは一体どうなるのでしょうか。

○小出政府委員 先ほど申し上げましたように、この法律全体につきましては、施行につきましても大体六カ月の猶予期間もございまして、その間に引き続き登録基準につきましても、業界の実情に即しまして詳細に審査をいたしまして省令において定める、こういうことになるわけでございまして、従いまして事実上この基準はメーカーとしての最低限度の基準をきめるということになるかと思うのでございまして、登録基準に合致しない不適格者というところになりますと、結局登録を受けられないという結果になるわけでございまして、その場合におきましては、この登録業者でなければ自後の活動ができないという場合が出てくるわけでありまして、これにつきましては、実は実情に即しまして、転換措置なりあるいはその他の金融措置等につきましてもできるだけあつせんをして参りたい、かように考えます。

○堂森委員 この法律によりますると、登録されてない業者が双眼鏡なら双眼鏡を作つて、それを売出すという場合には非常な厳罰が課せられるように法律ではなつておるわけでありまして、いわば徴収三年以下もしくは三十万円以下の罰金に処すという非常な厳重な規定があるわけでありまして、そこで私はこのたびの法律に含まれておるような意味での登録制度というものが果して必要であるかどうかという問題も当然出てくると思うのです。すなわち中小企業団体組織法というものの調整規定によつて、五十六条から八条に明かに記載されておりますように、アウトサイダーをも規制せられるような厳とした法律があるわけでありまして、非常な厳罰をもつて臨むような規定を加えて、このような中小企業団体組織法によつて規制せられたこの調整規定があるにかかわらず、このたびの法律に含まれておるようなこういう登録制をもつていく、こういう必要は果してあるだろうか。私はこういう疑問を持つわけでありまして、この点について一つ答弁願いたいと思ひます。

○小出政府委員 先ほど登録基準に適合しない既存業者の取扱ひにつきましても私の説明が多少足りなかつたかと思ひますが、その点につきましてもまず補足して申し上げますと、先ほど申しましたように登録基準というものは最低限度のメーカーとしての基準でございまして、現在の既存業者というものは、事実上この基準によつて救われるような段階になる、かように考えております。ただものによりまして、ごく一部のものにつきましては、いわゆる生産制限のからワクというやうなものによつて営業しておるやうなものもあるものもございまして、そういうやうなものも漸次調整していき、この猶予期間の間に、事実上基準に合致するやうにこれを誘導していく、こういうやうな立場で運用して参りたいと思ひます。従いまして実際問題としてすぐ不適格者が出るというやうな事態が起らないやうに運用を考えたいと思つております。

次に今お話がございました登録制度というものが、何もそういうものをわざわざ新たにしなくてはならないではないかということもございしますが、この登録制度のねらいというのは、一つは輸出商品としての品質の向上ということと、それからもう一つは過当競争の防止、この二つにねらいがあるわけですが、その前段の品質の向上ということにつきましても、御承知のように輸出検査というものがあつたわけではございしますが、輸出検査というものは、検査と申しましても手の届く範囲が非常に限られておりました、こういうアッセンブル方式によりまして非常に大量に出て参ります商品につきましても、やはり生産の段階において技術管理の体制を整えておく必要があるかと思ひます。どうしてか検査に漏れたものから粗悪品が出ていくということも考えられますので、やはり生産の面においてまず生産体制を整える必要上、品質向上のための登録制が必要であらう、かように考えます。

それから第二のねらいであります過当競争の防止という点につきましても、お話の通り中小企業団体法というやうなものもございします。しかしこの登録の停止ということが一定の場合にはできることになっておりますが、これは中小企業団体法の第五十八条の命令で、普通の業界でありますれば設備の新設を制限したり、あるいは新規業者の発生を抑制したりすることができるといふわけでございしますが、こういうアッセンブル方式によつてほとんど設備らしい設備は要らないという場合には、設備だけ押えたものでは事実上過当競争の防止という効果はあげ得られま

せん。従いまして登録制ということによりまして、一定の場合には事実上新規業者の発生を抑制いたしまして、価格なりあるいは生産の体制というものを確立していきたい、かように考えた次第であります。

○堂森委員 この登録の規定でございしますが、さっきの答弁にもありましたが、停止も可能である、こういうことでありますから、いわばある意味では妥協をかえた一つの許可制とも解釈することができるとありまして、これは非常に私は強い意味を持つたものであつて、業者がこういう点にも、官僚統制である、こういう印象を強く持ちまして反対の気持が強くなつてくる、こういうことでありまして、この登録の問題については非常に重要な意味があつて、簡単にこういうものに踏み切っていくということには、私は賛同ができません。そういう意見を持つておるわけでありまして、そこで問題を進めてみまします。この中小企業団体組織法で工業組合が結成せられておるわけでありまして、このたびの法律によりまして振興協会が発足して参りまして、いろいろな指導をやるというところになるわけでありまして、そうすると工業組合というものは、自主的にいろいろな技術の練成であるとか、いろいろな業界の向上のために結成されてきたわけでありまして、そういう工業組合というものは、もう何も存在価値がなくなつていくやうな有名無実のやうなものになつていくと解釈できるわけでありまして、さうじゃないですか。

○小出政府委員 今回の登録制度の実施と、その登録制度が場合によりましては一定の場合に登録の停止までいくという建前になつておるわけでありまして、こういうやうな組織ができまして、場合におきましては、既存の組合というものはほとんど要らないのではないかと、こういうやうな趣旨のお話であつたと思ひますが、今回の登録制度の実施によつて、業界の秩序を確立していくというねらいは、既存の業界の過当競争防止ということのために、やはりお話の通り、双眼鏡につきましても、ミシンにつきましても、輸出組合によりまして輸出価格の協定をしたり、あるいは工業組合によりまして、出荷数量なりあるいは出荷価格の協定をしたり、あるいは特定の市場に對しましては、特定機関を通じて輸出をするというやうな協定をしたのでございまして、その既存の組合の運営によりましては手の届かない限界があるわけでありまして、それらに對しましては今回の登録制度の運用によつてさらにこれを補完していき、こういうやうな建前でございまして、従つてやはり従来の組合活動というものは十分これを行い、さらにこれに加えて、特定の条件が備わりました場合におきましては、一定の条件のもとに登録の停止というやうな措置によつて業界の秩序を確立していく、こういうやうに考えておるわけでありまして、これができたために既存の組合の存在理由がなくなつたといふふうには考えていない次第でございします。

○堂森委員 ただいまの答弁ですが、それは観念的にはそういうことが言えると思ふんです。実際問題として、こ

の法律によって成立しました協会が一切のことを強く上の方からやっていた、そうしますと、工業組合なら工業組合の自主的な運営というものは非常に幅が狭くなってくる、いわば有名無実なような組織になってくる、これは当然私はそうなると思うのであります。あなたは観念的にはそういうことをおっしゃいますけれども、私はそうではなからう、こう思うわけであります。そこでもう一つ、他の問題であります。この協会の業務であります。この協会が製品を一手に買い取るわけでありまして、たとえば現在のようにミシンにしてもあるいは双眼鏡にしても海外へどんどん輸出される、こういう状況を呈していることが、商売でみればずっと永久と申さなくても、長い間この状況が続いていく、こういうことではあればけっこうなんです、そうでない。たとえばそういう予想はしたくないんです、不況がきた、こういうような場合に、一手に買い取った場合にそうした資金のいろいろな問題が起ってくるであろう、そうしてストックがどんどんできてきた、こういう場合には一体どういう処置をとっていくのでありますか、この点一つ伺っておきたい、こう思います。

○小出政府委員 輸出振興事業協会と既存組合との関係につきまして、さらにお答えいたします前に、先ほどの答弁につきまして申しますと、今回の輸出振興事業協会の行います業務と既存の組合の業務とはおのずからその間に業務の内容が違っておるわけでありまして、今回の協会の業務は、御承知のように、海外に対するマーケティングあるいは品質向上という

ことが中心でございます。既存の組合の出荷数量の協定でありますとか、あるいは価格協定というものは、やはり既存の組合の手によって行なっていくというところでございますので、既存組合の事業というものは従来通り行われる、かように考えておる次第でございます。

そこで、今御指摘の協会が将来一手買い取りというような段階で事業を行います場合には、現在のように輸出が盛んであります経済事情のもとにおきましては問題ないけれども、相当の滞貨ができたというような場合にどうするかというようなお話でございます。これは、この一手買い取りの問題につきましては、これは直接この法律に書いてあるわけではございませんけれども、輸出入取引法によりまして指定機関に指定されたり、あるいは中小企業団体の法の一手買い取り機関に指定されるという場合におきましては、お話の通り一手買い取り機関としての義務も行うことになるわけでございます。そこで、これに對しまして資金の面の手当でございますが、これにつきましては、もちろん政府といたしましては十分それらのめどにつきましては考えておるわけでございます、買い取りに必要な資金の中で固定資本的なものは中小企業金融公庫から、また運転資金につきましては商工中金からそれぞれ融資がござりますように、この法律の附則におきまして中小企業金融公庫法あるいは商工組合中央金庫法の改正を特につけ加えておるわけでございます。将来その数量等によりましていろいろ変って参りますけれども、一手買い取りを実施するというふうに仮定い

たしました場合におきまして、現在考えられております資金の借り入れ限度というようなものも、一応の予定はあるわけでございますが、その借り入れ限度の範囲内におきまして政府といたしましては、既存の中小企業関係の金融機関を通じて手当てしていくことによりまして十分措置が出来るもの、こういうふうに考えておる次第でございます。

○堂森委員 やはりこの協会が一手に買い取って参る、こういうことが起ってくるわけなんです、さっきの資金面、ストックができたときには一体どうするか、こういうことについての説明はそれで承でできるわけでありまして、ところがこうして一手買い取り機能をする、こういうことによつて、たとえば地方に分散している業者というものにも大きな不便といえますか、そういうものも起ってくるのではない、か、こう考えられるわけですが、この点はどうか。○小出政府委員 今お話をしたのは、この輸出振興事業協会は全国一本の機関でございます、これが実際の組み立ての事務的なつながりとして、非常に不円滑にならないかという点でございますが、これらにつきましては、もちろんこの新しい組織ができました場合に、おきましては、そういう不円滑な事態の起らないように事務的な調整等につきましては、十分調整していくように考えていきたいと思っております。また分散しているものと申しましては、双眼鏡の業界というものは地域的

には比較的まとまっておりますので、實際上それほど支障は起らないのではない、か、かように考えております。○堂森委員 それからもう一つ、やはり貿易というものは貿易業者が何と申しましても大きな役割を果していくというものであります。このたびの法律によりまして振興協会というものができまして、一手の買い取りをやる、そういう場合に、商売でありますから、従つてこの輸出業者というものが何と申しても主体になってくることは当然であります、その輸出業者と協会というものの間に、ギャップというか、あるいは摩擦というか、あるいは輸出業者との間にいろいろな問題が起ってくる、こういう可能性も考えられるわけでありまして、この点はどうか。

○小出政府委員 この輸出振興事業協会を作ろうとする趣旨は、先ほど申しましたように、海外に対する広報活動あるいはマーケティングの把握というものをメーカーが自分の手によってやる、また商社が非常に強力な組織を持つておりました戦前におきましては、十分それでやってこれたわけでありまして、けれども、そういう国内においては零細な業界であり、海外に対しては商社活動が必ずしも最終需要の把握まで至っていないという段階におきまして、こういうものが必要であるということに充足するわけでありまして、これが実際に一手買い取り、あるいは海外への直輸出をやるわけではございませんで、そういうような業務を行います場合に、おきましては、やはりその実際の貿易業務につきましては、既存の輸出業者を使っていくことは当然のこと

ことであらう、かように考えております。ただその間におきましては、輸出業者との間につきましては十分円滑——これは事実上利害もそれほど対立する問題には起つてこないというふうに考えますので、輸出業者とのつながりにつきましては、運用上におきまして十分留意していけば円滑にいくもの、かように考えている次第でございます。

○堂森委員 私はこの法律案をずっと通覧いたしております、やはり業者のかたりの人たちが反対をいたしておりますように、きわめて強い統制を受ける、こういうふうな印象を受けるのであります。そこで従来機械の輸出に過当競争がある、そして過当競争によって外貨の獲得が無用に阻害をされてきた、こういう事態があったことは事実だろ、と思うわけであります。しかしながら中小企業団体組織法の規定というのによつて、自主的にそうした業界の向上発展ということをやろうと大いにやらなければいかぬ、こういうふうな努力が割合されずに、しかもこういうふうな強い統制的なおいを持つた法律をもつて業界を引っぱっていく、こういうところに非常な不安がある、こう私は思うのであります。この法律というもののに対しては、かなりな業界の強い反対がある、こういうことについて政府に反省を促しておきまして、私の一応の質問を終りたい、こう思うわけであります。

○長谷川委員長 田中武夫君。○田中(武)委員 私はこの法案を見まして、まず率直に感じたことは、この法律は果して必要であらうかということなんです。先ほど堂森委員からも若干その点について触れられておりまし

た。この法律を見ました場合に重要な点は、登録制とそれから事業協会の設立なんです。先ほどから話が出ておりますように、登録制の問題につきましてもは団体組織法等の規定でいけるのではないかと。あるいはまたアウトサイダーの規制その他の命令も出されるし、すでに通産省は前国会においても輸出入取引法の改正法を出されて、今次国会においてもそれを出される用意がある。それになおかつ登録が必要か。しかもこの登録制度を見た場合、いわゆる登録の停止の規定がある。しかも登録を受けて、登録証というのですか、これをつけなければ輸出ができない、こういうことなら明らかなる許可制度であり、一方小売商業特別措置法案を考へられた際に、この許可制度あるいは登録制度は憲法違反だ、こういうふうな議論もあった点から考へてこれも疑問がある。個々については逐次詳細に質問いたしますが、総括してそう思う。

それでは協会の方の業務はどうかといへば、三つ、四つの仕事をするようになつておるが、その一つは海外における宣伝啓蒙、こういうふうなことが出ておるようであります。検査は輸出検査法の規定があり、これに基いて厳格にやる、あるいは技術向上の問題につきましても現にできておる工業組合を通じてやるし、すでに前々国会あたりだったと思いますが、機械工業振興臨時措置法案なるものが作られておる。あるいは買い取り機関の一手買い取りという制度につきましても、現在の輸出入取引法においても規定をすればできる。果してこの法律が必要かという点なんです。そこでまず考へら

れることは、この法律を見てみるとくのは、先ほど来触れられておりますが、官僚統制の強化、もう一つは通産省の役人といへば失礼かもしれませんが、官僚の統制をやる、これ以外に何もないじゃないか。しかも近來出されてくるところの法律のすべてをみると、ほとんど同じようなことばかりである。買い取り機関を作る、それを通じて官僚の統制をやる、そこに入り込んでしかもその人を通じての官僚統制を強化していく、こういうことしか考へられない。朝令暮改といわれるのは、一つの法律を作ったらすぐにその除外例を作っていく、特別法を作っていく、こういうことばかり繰り返しているように思うのです。

そこで大臣にまずお伺いしたいのです。こういう言葉があるのですが大臣御承知でしょうか。シナの故事に「聖人は民をかせずして教え、知者は法をばせずして治む」というのが法律はあまり作りかえたり、多くてごて作らない方が賢明な政治だ。岸さんは知者だと言われている。ところが最近つらね法律ばかり作つておる。そうして自分の方で手を詰めておるような感じがする。岸内閣の閣僚内にその知者がいないのかという感じを受けておるのですが、この法律は果して必要かどうか。しかもこの法律は一体通産省側から見ても必要と考へられて作られたのか、業者から要望があつて作られたのか、お伺いいたします。

○高橋國務大臣 私、今回の軽機械の輸出の振興に関する法律の根本は、軽機械というものは中小工業の製品であるということが第一であり、第二は軽機械のおもなるものは検査がそう簡単にはできないわけでありまして。形だけでは簡単にわかりませんが、軽機械の品質をほんとうに向上するということが、この軽機械を作り出す資材、つまり鋼材にいたしましても、特殊なものを持つていかなければならぬ。それを見ただけではわからぬ。しかもこの事業が日本のために将来非常に重要であるというふうな点から考へまして、これにつきましても製作する人の登録をして、その責任を明らかにして、それでなければ輸出しないということにする。これが、国の産業を助長する上において最も必要だ、こう存じておるわけでありまして。また田中委員の御指摘になつたごとく、今日の中小企業団体が強化されてくれば、あんなものは作らなくてもいいじゃないか、法の上に新たに法を作つて複雑にして、官僚の統制山にするというふうなことを言われると、そういうことは過去においてなきにしもあらずと私は存じますけれども、少くともこれによつて官僚統制を強化するといふものだと考へておる。第一に戦前における官僚統制といふものは、官僚が独善的にその生産においてもその消費においてもある一つの数字を作つて、これに引っぱり込んでいく、これによつて統制をしていくということが、非常に民間においておそれられておつたのでありますけれども、これから問題については、業者自体の創意と工夫によつて、またその計画によつて進むわけでありまして、政府はこれを助長するといふだけでありまして、御心配になるようなことはなほと思つております。

○田中(武)委員 質問の要点をはずさないようにしていただきたい。私がここでいふしゃべりましたが、あなたに質問したのは、この法律は通産省側に見て行政指導上必要として作られたのか、業者のこういう法律を作つてもらいたい、こういう制度がなければわれわれはやつていけないという要請に基いて、検討の結果作られたのか、おそらく両方だと言われると思うのですが、ウェットはどちらが強いのか、こういうことです。

○高橋國務大臣 もちろんこれは両方の意見が一致したわけでありまして、両方ともウェットを持っておりますから、どちらが強いとか弱いとかいうことは申されません。

○田中(武)委員 それでは碎いて参りましょう。最初の予定では、現在表面に出ておりますシンと双眼鏡、そのほかにトランジスター・ラジオ、こういうことであります。ところがトランジスター・ラジオははずされた。なぜはずされたか。先ほどの局長の御答弁によると、このシンと双眼鏡の二業界が受け入れの態勢が整つたからだ、その他は整つていない、だからはずした、こういうことになろうと思つたのですが、このトランジスターがはずされたいきさつを私が聞いたところでは、大メーカーの反対によつてははずされた、こういうことであります。そうすると、大メーカーが反対をした場合は適用をはずした、しからば中小メーカーが反対をした場合はどうするの、お伺いいたします。

○小出政府委員 今回の軽機械輸出振興法の適用範囲は、別表で具体的に書くわけでございますので、法律を改正しない限りは品目の追加あるいは削除ができないことになつておるわけでございますが、今お話がございましたトランジスター・ラジオにつきましては、御指摘の通り私どもの方におきましても十分研究をいたし問題にいたしまして、実は前国会におきましてこれを提案いたしましたまでの間に、十分業界の実情等につきましても研究、審議をいたしましたのでございます。そこで先ほど私が申しましたように、こういうふうな法律は、今大臣にお答えいただきましたように国家的にも必要であると考え、また業界も十分にこれに対する必要性を感じ、みずからこれを運営していくという意気込みになつた情勢のもとにおいてやるのが最も円滑にいくと考へるわけでございます。そこで双眼鏡につきましても先ほど来一応いろいろ御意見もございましたけれども、私どもは十分これは業界として、むしろ業界自身が非常に苦しんだあげく、こういうふうな改正の必要性を痛感してきたというふうなきさつであるように承知しております。トランジスター・ラジオにつきましては実は現在生産も輸出も非常に調子よく伸びておることは御承知の通りでございますが、その業界の内部の事情というものは、双眼鏡やシンはほとんど九〇%以上が中小企業であり、トランジスター・ラジオの場合におきましては、その間御指摘の通り東芝であるとか、あるいは松下であるとかいうような大企業もこれに関係しておるという点におきましては、その業界の様相は變つております。しかし私どもといたしましては、いずれ輸出面におきまする段階におきまして、海外に對するマーケティングがさらに必要であるという点につきましても、大体似たよ

うな事情になりつつあるのではないかと
いうふうに加えて、これもこの
法律の中に加えるかどうかということ
につきまして検討をいたしておいたの
でございませうけれども、今お話のよう
な、業界大メーカーの反対によってこ
れを取りやめたということではなくて、
もう少し業界の実情なりあるいは情勢
というものを十分見きわめました上
で、この法律に織り込んでおさくない
のではないかと、この法律は別表で品目
を一つ一つ指定しておりますけれども、
も、言いかえしますならば、これはミジ
ンの輸出振興に関する法律、あるいは
双眼鏡の輸出振興に関する法律という
ふうに分けて考えてもいい程度の法律
でございませう。従いまして一つ一つの
業界につきまして十分審査をいたしま
した上で、業界の大体の総意というも
の、あるいは海外に対するマーケッ
ティングがどの程度混乱なりあるいは
不利な状況になっておるかという実態
がそこまできていた場合において初
めて取り上げる、こういうふうな考え
ておる次第でございませう。従いまして
それがトランジスター・ラジオにつ
きましてはまだ今日の段階においては、
そこまできなかつたということでは、
実はこの法律には入れなかつた次第で
ございませうが、しかし将来業界の実情
がやはりこの法律の意図しております
ことと同じような実情になりました場
合には、十分御審議をいただきますし
て、この法律の中に付け加えるという
ことももちろん可能である、こういう
ふうな考えております。私もどしどし
しては、大企業であるとかあるいは中
小企業であるとかいうことにかかわり
なく、この法律自体は主として中小企

業の法律であるという前提が法律の定
義の中にもございませうけれども、そ
ういうような実態にある限りはこの法律
の適用を広がっていただきたい、かよう
に考えておる次第でございませう。

○田中(武)委員 トランジスターの問
題についてはもう少し実情を見きわめ
た上で考えていく、そして態勢がそこ
まできていくのかいっていいないとい
うか、こういう御答弁だったので、
一体態勢がそこまできていくとはどうい
うことであり、いっていいないとはどうい
うことなんでしょうか。

○小出政府委員 私の表現があるいは
非常に悪かつたと思うのであります
が、私が申します態勢という意
味は、この機械輸出振興法の制定の趣
旨でございませうところの、主として
中小企業の製品であり、しかも海外に
対してほとんど九〇%以上も輸出に
なつておる、いわゆる輸出産業である
というふうなものでありながら、しか
も輸出貿易がより健全な発展をするこ
とができるにもかかわらず、国内の過
当競争なり、あるいは海外に対する
マーケッティングが不足のために輸出
振興の健全な伸びというところに対
してきびしい障害になっておる、そうい
うような事態がそういうような段階ま
できておるのかいという意味で
あります。

○田中(武)委員 どうも答弁が抽象的
であります。そういう段階にきていま
かきていないかというところでございま
すが、私はよくわかりません。最初予
定しておいたトランジスター・ラジオ
をはずす、これは大メーカーの反対で
あつたということをお聞きしております
が、御承知と思いますが、私もトラン

ジスター・ラジオを作つてこれを輸出
しておるところの会社の出身者なん
です。現在ももちろん休職でございま
すが、これは大メーカーといえるか、中
小じゃないかと思うが、まあ中途半端だ
と思うのです。あまりこれは必要と
思つていない。また先ほど来委員
からも御指摘がありました、双眼鏡
関係においては一部だという話だが、
相当あるいは半数以上の人がまだ反対
をしておる。先ほど局長はむしろ業界
から要請があつて、これを望んでお
る、従つて云々と言われたのですが、
それならばなぜ——通産省の重工業局
の機械課が本年の十二月八日付で機
械の輸出振興に関する法律についてと
いうパンフレットを作られ、これを通
産省から工業組合を通じて各協同組合
に流して大いにPR活動を続けられて
おる。これはこの法律ができればこれ
ほどいいんだぞ、こういうことの運動と
いうか宣伝をせられておるように思
うのです。中小企業団体組織法が作られ
ようとしたときに小売商の人たち、あ
るいは中小企業の人たちは、はち巻を
締めたすきをかけて、早く作つてくれ
と運動に行つた。その人たちはこれが
できた自分たちの苦しいところはす
ぐに救われるであらうといったような
感じであつたので、さて制定せられて半
年余り、一向に効果が上らない。だか
らこれでまだそれ以上のものをまた
作つてくれ、こういうことではなかつ
うかと思ふのです。これはどうかとい
うと私は、こういうことについてあな
た方が業界を啓蒙宣伝せられること
はいい、それは行政上の指導で必要な
ことではあると思うので、この
法律がまだ通るも何もしていいない、そ

のときにはなぜこういつたようなPR活
動をせられる必要があるのか、こう考
へた場合に、この法律のできていいの
はむしろ業界でなくて通産省のお役人
ではなかつたか、このような感じを受
けるのです。

○小出政府委員 この法律案を作りま
すにつぎまして、トランジスター・ラ
ジオの問題につきましては一応研究の
対象にはなりましたけれども、先ほど
申し上げましたような傾向で法律案の
中には書かない——現在の段階にお
いては書いてないわけですが、そこ
で今具体的に双眼鏡の問題につきま
しては、一部に反対が、しかもそれはこ
う最近になって、法律案が国会に提案
になりました直前くらいから、そうい
う反対運動が出てきておるわけでござ
いませうが、この法律案自体の問題につ
きましては先ほど申しましたように、
一年ほど前から業界とも御相談をい
たし、しばしば業界の御意見も聞き
ました。またわれわれの考え方も申し上げて調
整をとつてきた、こういうふうには私
は承知しておるのでございませう。そこ
で、具体的に法律案が提案になりましたの
で、その法律案について解説したいな
ものをいろいろ担当の課の方で、あるい
はお配りしたのではないかと考えま
す。これは別に政府の方からいわけ
る行政指導と申しますか、誘導をする
というふうな意味でやつたものではな
い。私は了解いたします。結局業界が
御承知のように何と申しまして中小
企業の方が大部分でございませうので、
その法律の内容といふもの——これは
相当法律的にはわかりにくいもので
ございませうので、それにつきましてわ
かりやすく解説したいなものを書いた

のではないかと申したのでございませ
うが、いづれにいたしましても業界の意
思というものを十分尊重いたしました
政府の意図と合致したところで作つた
つもりでございませう。従いまして将来
の運用におきましても、これが官僚統
制であるとか、あるいは政府の役人の
賄賂山であるとかいふふうなことは
絶対にないかように運用をするとい
うことは当然であるかのように考
へております。

○田中(武)委員 局長、それはかりに
そうであつたとしても、これをそうい
うつもりでやりましたとは言えない
と思ふ。だからこのことについては私
はこれ以上言いませんが、私が申し上げ
たいのは、業界の要望があつた、それ
なら業界の要望がなければこれを取
りやめるといふお氣持があるかどうか。
○小出政府委員 私も業界の要望
というよりも、業界自身が先ほどお話
がございました中小企業団体法の運用は
もろろんいたして参つたのでございま
す。また輸出組合の活動もいたし
て参つたのでございませうが、その経
験に徴しても、どうしてもやはり
こういうものが必要であるという全体
の意思に基きましてわれわれといたし
ましてまたかねがね考えておつたこ
とと合致した、こういうことでござ
いませう。ただ業界の反対がどの程度
あるかといふことの判断につきま
しては、これは賛成反対といふことにつ
いての内容につきましても、十分見き
わめませんと簡単に申し上げられな
いと思ひますが、私もどしどし見
ておる、あるいは承知いたしておる
範囲におきましては、もちろんそれは
業界の反対が絶無ではございませんけ

のときにはなぜこういつたようなPR活
動をせられる必要があるのか、こう考
へた場合に、この法律のできていいの
はむしろ業界でなくて通産省のお役人
ではなかつたか、このような感じを受
けるのです。

のときにはなぜこういつたようなPR活
動をせられる必要があるのか、こう考
へた場合に、この法律のできていいの
はむしろ業界でなくて通産省のお役人
ではなかつたか、このような感じを受
けるのです。

のときにはなぜこういつたようなPR活
動をせられる必要があるのか、こう考
へた場合に、この法律のできていいの
はむしろ業界でなくて通産省のお役人
ではなかつたか、このような感じを受
けるのです。

れども、業界全体としてはやはりこういう方向に持っていくことを望んでおる、こういうふうな考えでおります。

○田中(武)委員 業界の賛成反対が現にあるわけですから、そこで全体の意思によって、こう言われておるのですが、全体の意思ではなく、少くとも双眼鏡関係においては賛成反対の両論があるということが現実である。そこで局長はその意思を十分見きわめた上で、こういうことを言われておる、私も同感です。そこで委員長に要望いたしたいのですが、賛成反対の意思を十分に見きわめた上で、われわれはこの審議をいたしたいと思ひます。従ひまして後ほど理事会において取り上げて御相談をしていただきたいと考えます。賛成反対の両方の代表に出てもらって、十分その立場を聞きましてその意思を見きわめた上、こう思っておりますので、ちょっと委員長のお考えをお伺いいたします。

○長谷川委員長 明理事会を開きますから、理事会において御協議をお願いいたします。

○田中(武)委員 そこで今度は少し具体的に入っていきたいと思ひます。最初申しましたように、この法律は必要か、こういう観点に立って御質問いたしておりますので、この法律は必要であるということに十分教えていただきたいと思ひます。そこでまず最初にお伺いしたいのは、前々国会あたりであったと思ひますが、機械工業振興臨時措置法、こういう法律ができました、いわゆる軽機械工業の振興をやる、しかもこの目的は輸出振興のためである、そうして十八種だと思ひますが指定になった。その指定の中

にミシン及び双眼鏡も入っておったと思ひます。この法律によりましていわゆる合理化計画が立てられて進められておる。ところが今日出されておるこの輸出振興法の中に技術の指導とかあるのは向上とかということがうたわれておるのですが、まず機械工業振興臨時措置法と本法との関係、すなわち機械工業振興臨時措置法ではこういうことができないので、この法律であればこういうことができるのだという点を明らかにしていただきたいと思います。

○小出政府委員 御承知のように機械工業の振興に関する措置法におきましては、この機械工業振興法に定められております。いわゆる特定の品種につきましては、開発銀行によりましてこの特別融資、つまり開銀の特別金利を適用して、安い金利でその設備資金等を融資するということがこの振興法の主眼でございます。また現にミシンにつきまして、あるいは時計につきましても、そういう意味におきまして機械工業振興法で運用しております。ただこの機械工業振興法におきましては、そういう点が主眼でございます。さて、この法律にございましては、世界の秩序を確立するための登録制度でありますとか、あるいは直接海外の輸出振興業務を行います組織を作るといふような点につきましては、機械工業振興臨時措置法においてはこれをカバーできないという関係になっておりますので、機械工業振興臨時措置法と本法との関係は、おのずからそこに目的なり内容が違つておる、こういうことでございします。

○田中(武)委員 機械工業の振興措置

法によりまして、合理化計画を立てていくということになっております。この合理化計画と本法におけるいわゆる登録の基準という点について何か関係ありますか。

○小出政府委員 機械工業振興臨時措置法におきましては、それぞれの業種につきまして合理化計画を立てさせまして、その合理化計画に基いていろいろ設備を近代化してやっていくということがその基本になっております。こちらの今提案されております軽機械輸出振興法案におきましては、もちろん品質の向上という点がございます。度、その場合の登録の基準というものは、やはり今の合理化計画の線と相関連して登録の基準の必要な設備なり検査設備と登録のものをきめていくことにならうかと思ひます。

○田中(武)委員 本法の一つのねらいである品質の向上、この点については機械工業振興法の合理化計画と、それから本法の登録の基準とについては関連性があるということですか。そうすると品質の向上、たとえばミシンとか双眼鏡の品質の向上というこの法案のねらいであるその点だけを取り上げた場合、機械工業振興臨時措置法ではやれないのかどうか。

○小出政府委員 品質の向上という目的は、合理化の一つの態様と申します。内容は、内容の一つであるという意味においては、もちろん関連がございしますけれども、その品質の向上をはかるという目的のもとにこの法律においてやりますことは、結局登録制度というものの一つ、のねらいがそこにあるということとでございします。言いかえします

ならば、登録制度というものが機械工業振興臨時措置法ではやれない。そういった業界の秩序の確立と申します。か、あるいは組織というふうなもの、こういう問題まではその法律の体制から申しますと、ちょっと限界があるのではないかと、かように考えます。

○田中(武)委員 ただいまの御答弁によると結局機械工業の振興法によってあるということが明らかにになりました。それでもう一つ、品質向上と関連してですが、輸出製品の検査の問題、検査を厳格にしているものを出そうという、ところが私の聞いてるところでは日本の双眼鏡の輸出しているものの大部分がアメリカに行つてゐる。アメリカ側から見てこの輸入する双眼鏡を見ました場合に、日本製品が九〇%か九一%だということ。このことは値段が安いということもあるかと思ひます。しかし相当品質がいい、技術がいいということも裏づけしているのではなからうかと思ひます。しかしながら輸出するに当りてよりよきものを作っていくということとは必要ですから、品質の向上、検査の厳格は必要だと思ひます。それならば現在ありますところの輸出検査法ですか、この規定によつてその目的が達せられないのか。

○小出政府委員 登録制度のねらいであります品質向上ということに関連いたしまして、ほとんど大部分が輸出品であり、しかもアメリカにおいてはアメリカが輸入しております商品の九割が日本の商品であるという意味におい

て、もう十分これは品質も向上してあるということも考えられるのでございしますけれども、これに関連いたしまして、輸出検査制度というものの運用ではやれないのかというお話でございしますが、確かに輸出検査制度の持つております役割というものはあるわけでございます。輸出検査制度のねらいといふものは、悪い製品と申しますか、粗悪品は海外に輸出しないという、逆の、いわば消極的な品質維持の手段といふふうな考えられるわけでございます。のみならず、この輸出検査というものは全部の商品について、こういった大量に出ます物について手が届かないという面がございします。で、悪い物を生産しないことはもちろんでございしますけれども、さらに積極的に輸出品としてふさわしい品質、性能の製品を製造し得るような生産態勢を確立していくという積極的な意味におきましては、やはりどうしても検査制度だけでは不十分である、かように考えるわけでありました。

○田中(武)委員 現在の輸出検査法だけでは十分な検査ができない、こういうことでございします。私はこの法律のねらいのうちの検査の件だけを抜き出してゐるんですよ。できませんか。

○小出政府委員 輸出検査法によつて検査ができないというのではなくて……

○田中(武)委員 検査という点についての目的は達せられませんか。

○小出政府委員 検査という点についてはもちろん検査制度で十分でございしますけれども、品質を向上してよりよき製品を出すというのには検査制度だ

けでは不十分である、こういうことでございます。

○田中(武)委員 品質の向上については機械工業振興措置法によってできるじゃないか、検査の方は輸出入検査法でできる、できないのは登録だ、こういうことなんです。

そこで登録について伺いたいします。先ほども言われましたが、今度政府は輸出入取引法を改正しよう、これも大幅の改正で、取引制度の改正というよりか、輸出秩序確立といったところのねらいの法律を出されようとしている。これは今出されておられますが、これが通った——簡単に通るかどうか、通ったと仮定いたしました。登録というもののねらいは過当競争の排除、こういうことだと思ふのです。それが、中小企業団体の五十六条ないし八条の規定による規制、この上になおかつ過当競争を排除するため、こういうことで輸出入取引法を大幅に変えようとしておる。にかかわらず、なおかつ登録という方法をとらなければ、過当競争は、なぜこれらの業界において排除できないのか、お伺いいたします。

○小出政府委員 輸出入取引法及び中小企業団体の法の関連の問題でございますが、輸出入取引法をたゞいま改正しようとしておりますけれども、やはり輸出入取引関係の秩序の確立ということにあるわけでございます。従ってこれは輸出入取引の面における秩序の確立でございます、この軽機械の輸出振興法のねらいとしております登録制度というものは、生産面におきまする業界の態勢の確立ということでございます。

いまして、その点につきましては輸出入取引法だけでは十分目的を達せられない、かように考えるわけであります。それから御指摘の通り中小企業団体の五十八条でございますか、その命令によりまして設備の制限もできるわけであります。あるいは場合によりましては新規業者の抑制もできるわけでございますけれども、これは設備の制限ということが主体でございます。先ほど来申し上げましたように、双眼鏡であるとかミシンというようなものは、大体ほとんど設備らしい設備がなくて、特に双眼鏡等に至りましては非常に簡単な設備でやれる。むしろ手加工するアッセンブル、組み立てが中心である。設備制限という中小企業団体の運用のみでは不十分である、かように考えまして、直接の登録制、こういうことの必要が出てくるのではないかと考えています。

○田中(武)委員 登録制をとること自体が目的なのかどうか。私は登録制をとるといふことは過当競争を排除していくために必要である、こういうことだと思ふのです。それならば輸出入取引法をすでに改正しようとしておる。しかも御承知のようにこれはただ輸出の面だけではなくして、輸出品である限りこれは材料に至るまで協定ができるようにあなた方は変えようとしております。あなたのあれじゃないが、大臣は同じ管轄だと思ふ。変えようとしておる。それならば今あなたが言われた輸出入取引法だけでは、やはり輸出といつても向う側の面だけであつて、生産面の方は云々と言われているが、これが改正になれば生産面においてもカルテルを結べるように変えようとしておるのじゃないですか。したかも中小企業団体組織法が通つたのはいつか。施行されたのはことしの四月なんですよ。まだ半年余りしかたつておりません。私はミシンの工業組合、あるいは双眼鏡の工業組合すなわち団体組織法による工業組合ができたのはいつか知りません。一体、これが発足して何カ月になりますか。その工業組合がほんとうに工業組合としての仕事をやっていて、機能を発揮した。だがなおかつやれないから、もう少し強い登録制が必要であるというならばともかく、出発してまだ数カ月もたたないこれらの業界の工業組合が、一体中小企業団体組織法の精神ののちるところの機能をどれだけ発揮したかということを見きわめられたかどうかお伺いいたします。

○小出政府委員 中小企業団体法及び輸出入取引法の関連の重なる御質問でございますが、もちろん中小企業団体の法に基きまして工業組合による出荷数量の制限なり、あるいは輸出組合による価格協定なりというものを従来から業界においては自主的に運用して参つたわけでございまして、やはりそれらの経験というものに基きまして今回の業界からの要望というものを生かしたというふうに私も承知いたしております。従ひましておるわけでございします。従ひまして先ほども申しました登録制というようにするのは中小企業団体の五十八条の設備制限といふものが、こういうたいやゆるアッセンブル業界、組み立て業界の形を変えたもので登録制だ、こういうふうな考えでもないのじゃないか。従ひまして中小企業団体の設備だけを押えたのでは、ほとんど中核にな

る設備がない、従つて設備だけを押えたのでは全然中小企業団体の意図しておりましてこの目的も達せられないというのが、この業界の特別な事情でございます。従ひましてこういう組み立てを中心とした業界といたしましては、やはり登録制というような形におきまして運用していくのがいいのじゃないか。それから輸出入取引法との関係につきましては、先ほども申しました通り輸出入取引の秩序の確立ということが輸出入取引法の改正の主たるねらいでございまして、法律の趣旨な内容等から見ますれば、やはりこういった業界自体の生産内部における過当競争の秩序の確立、それから海外に対する広報宣伝を一手に行うための組織の確立という面につきましては、輸出入取引法の改正ではカバーできないのではないかと、かように考えるわけでございします。

○田中(武)委員 アッセンブル・メーカー、いわゆる組み立てメーカーは、これは設備を持たぬから云々と言われましたが、団体法による規制はいわゆる協定ですね。これは何も設備だけではございませぬ、すべての面でございします。それでもなお必要ですか。

○小出政府委員 団体法によりまする規制と申しますのは、もちろん団体法の運用によりましてはいろいろ出荷数量の協定であるとか、あるいは価格の協定とか、カルテル的な活動は相当にできるわけでございまして、またアウトサイダーに対する規制というものは、やはり設備の制限ということに關する命令が出ました場合においてはできるわけでございしますけれども、先ほども申しましたように中核になる設備

さえ押えれば企業全体が押えられるという態勢のものでないところに、アッセンブル業というものの特色があるわけでございします。それはやはり登録制度の運用によつていくのが一番合理的じゃないか。それからこの登録制度によりまして、場合によつては登録の停止というところまでいきますけれども、それは結局は現存の企業といふものを保護育成していく、そして新たな企業がそこに続出して非常に力の弱いものが、わずかな生産数量を分け合うということにならないように、秩序を確立していくのがねらいでございします。そういう趣旨で運用していけば円滑にいくのじゃないか、かように考えます。

○田中(武)委員 私は団体法による協定に基いてできると思ふのです。やつてみましたか。やらしてみましたが。一体工業組合ができて何カ月になりました。その間にどういう失敗がありましたか、明らかにして下さい。

○小出政府委員 お話の通り従来、工業組合を設立いたしました。これは中小企業団体の成立以前から業界としては組合組織があつたわけであります。それが団体法の組織に乗りかわりまして運営をして参つて……(田中(武)委員)その間何カ月になりますか、何をやったかと呼ぶ数量統計を始めてみた。大体三年くらいになります。(田中(武)委員)団体法に基いてだと呼ぶ。団体法に基きます工業組合に切りかえましたのは、もちろん本年の四月からでございます。しかし組合組織にとりまして数量の調整というようなことは相当長い間、先ほど申しましたように三年くらいやっております。この

生産ワクの調整その他の経験に基きまして、どうも今のままではうまくいかない。うまくいかないと申しますのは輸出振興という見地から見まして、どうも不十分であるということが経験上得られた。こういうことに了解いたしておきます。

○田中(武)委員 まだ半年やそこらで、どれだけのことをやったのか私は知りませんが、従来経験上といいたって、三年前の問題は、団体法がなかった。団体法ができてその強いカルテル、こういうものが使えるようになって後、やってみて、業界も苦勞した。また通産省としてもいろいろの面から指導もした。ても入れた、だがしかしやれない、ほうっておくなら業界は倒れてしまうということなら、私は必要だと思ふのです。幸か不幸か、現在双眼鏡メーカーでは若干よくなっている。これならもう少し、せつかくてんやわんやで作った中小企業団体組織法の効果を見られたらどうですか。大臣がちょっとさびしそうですから大臣に質問しますが、大臣どうなんでしょうか。先ほど私が申しましたように、「知者は法を要せずして治む」というのでして。なるべく法律というものはごてて作らぬ方が利口なんです。少くとも岸内閣における最大の知者としての通産大臣が、——去年作った法律の発効を見てまだ半年もたっていないのだ。一ぺんやらしてみても、それでもどうでも工合が悪い、こういう点をはっきりして、この点がいけないのだと言われたら、いかに野党の社会党といえども双手を上げて賛成しますよ。だがしかし、現在のこんなことでは何と言われても賛成できない。もう一ぺんや

らしたらどうですか。せつかく作った法律ですよ。朝令暮改と言われる。作ってみて半年も経過を見なくて、直ちにその除外例を作っていく、こういうやり方は果して政治家として、あるいはりっぱな内閣と言えますか。

○高橋國務大臣 輕機械は先刻申し上げましたように、輸出産業の製品としても非常に重要であることはあるわけでありまして、団体法によるあの適用は十分これをやりまして、それと相並行してさらに手厚い方法を講じたい。これが今日の輕機械の輸出の振興に関する法律案でございます。決してこれは朝令暮改でもなければ、団体法のやり方を変えるわけでもありません。それは相並行して進むわけでありまして、御心配のようなことはな

いと思ひます。

○田中(武)委員 心配なんだよ。やらしてからの結果をしばらく見る。しかも緊急やむを得ない事態が発生しているならともかく、現在そういう事態は発生していない。だからもう半年ぐらい様子を見たらどうですか。私は率直に申し上げます。団体法でやれないのは何がやれないのか。これは、少くとも自主的に調整規定を作る。もちろんこれをやるのは通産省が相当てこれを入られることはわかりますが、登録制度とこれとの違いはどこが違うかという、まず登録の停止がこの法律によつてできる。もう一つは登録基準、これをあなた方は握るのだ。基準は省令なんだから自由に變更される。これを變更していくことによつて——あなたは現在のやつは全部登録するように考へておられるようだが、半年か一年したらこれを上げる。そうすると下の層

の人、いわゆるボーダー・ラインの人は落ちる。またこれを上げていくと落ちる。こういうことになる。業界に対する生殺与奪の権利を通産省の役人が握るという違いだけなんです。いかがですか。

○小出政府委員 今大臣からお答えになりましたことと要点は尽きていますと思ひますが、中小企業団体法との関係は、中小企業団体法を朝令暮改してこれに改めるというのではなくして、中小企業団体法の運用は従来通り組合活動をやっていただきなす。中小企業団体法とこの法規は全然ねらいが違ふわけでございます。この法律は従来組合によりまして、この調整活動、出荷制限、価格制限、販売方法の制限というふうな調整活動のみでは不十分であつて、さらに海外に対するマーケット活動というふうな業務について新たな組織を作ること、一つの大きなねらいでございます。

それから登録制度と中小企業団体法の関係でございますが、この違いは設備制限はできませんけれども、直接に企業の登録制度と申しますか、企業自体の新たな発生を抑制するということができないわけでございます。従いまして設備制限と同じような目的を達するたためには、組み立て業界において登録制度の運用ということしかないであらう、こういうふうな考えたわけでございます。

○田中(武)委員 いわゆる登録制度と団体組織法との違いは、新たに発生するものを押さえることができるかできないかの違いである、こういうことな

てなぜそんなに押さえる必要があるか、過当競争の排除とおっしゃるなら、一方でいわれる調整によつていろいろなことをやり、しかもアウトサイダー的規制もいたされるのだ、それならそんなに発生はしないと思う。この発生を防ぐということが、——私ははつきり申しまして、今まで双眼鏡、ミシンなんかはそう大して大メーカーは考えていなかった。ここまで輸出が振興したのは中小企業、零細企業の営々たる努力の結果であると思う。しかしだいが質もよくなつた。これなら一つ大資本が乗り出してきて、ここで大きくやろうというので大資本が双眼鏡、ミシン等を作つて、大々的に海外に出ていくということをとめるということなら話はわかる。たとえばトランジスター、ラジオなんか、そういう面があるわけだ。そういう意味で中小企業保護というなら話はわかるが、そうでないなら私が言っている生殺与奪の権をあなた方が握るという効果しかない、私はこのように思ふわけです。

○小出政府委員 新たな業者の発生を抑制するということは、中小企業団体法においても一つのねらいとしてやつていくわけでございます。その方法が中小企業団体法によりましては、設備制限という方法でございます。設備を抑制してしまえば企業、営業はできないわけでございますので、事実上企業の発生を抑えることができる、しかるに組み立て業界におきましては、設備制限という中小企業団体法と同じに従つて登録制度ということができない。従つて登録制度ということによつてやろうということ、中小企業団体法以上

はないのでございます。従いまして、そういう意味において、中小企業団体法の特定の条文が、形が変つたもの、こういうふうなむしろ御了解いただいた方がいいのじゃないか、かように考えるわけでございます。

○田中(武)委員 どうも私はわからぬ。いわゆるアッセンブル・メーカーは設備を持たないからというのです、無から有を生じるわけじゃないのです。いわゆるパート・メーカーから部品を持ってきてやるのです。そうして一方の部品を統制すれば、組み立てようとも組み立てられないじゃないですか。いかがでしょうか。

○小出政府委員 部品のほうにつきましては、もちろんこれは設備を必要といたしますものが相当あるわけでありまして、これにつきましては、団体法の規制により目的を達することができると思ひます。組み立て業界につきましては、もちろん設備がないわけではございませんけれども、その設備さ

え押えればもう営業できぬという、いわゆる中核になる設備というものはございませぬ。従いましてこういった登録制度ということによつてやるわけでございます。

それから先ほど大企業の進出という話でございますけれども、おそらくこういふ双眼鏡というようなものにつきましては、これは中小企業にこそ最も適したものでありまして、大企業の進出によつてだんだん中小企業が圧迫されるというふうな事態は、それは追及する必要があるのではないかと、それから登録基準の問題につきましては、もちろん最初、結局全体が品質の向上ということがねらいでございます。

るので、既存の業者が大体救えるように登録基準を最低の線には押えまされども、漸次基準を高めると申しまするが、やはり品質向上というねらいを達成いたしますためには、漸次基準の高度化されるというよりは、むしろ得ないかと思ひますけれども、もちろんそれは通産省において全く恣意的に、一方的に、官僚統制的にそういうふうなことをやるという考えは毛頭持っておりません。十分業界の生産の伸展とにらみ合せまして、逐次これを行なっていく、こういうふうに考えております。

○田中(武)委員 私、この法律が出た以上、何とか大義名分を探すために、むしろ新たな業者の発生を防ぐということが、いろいろ双眼鏡、ミシンあるいは時計、トランジスタ、ラジオ等々、こういうのは中小企業が長年営々として海外輸出の方へ向つていた。そのころは大企業はあまりそんなことには関心を持たない。だがしかし相当これならいけるというふうな見通しがついてきた。そこで大資本がぱつと乗り出してきてやろうとすることに對する登録制度によって、中小企業を防ぐんだということならば、この法律について若干の、われわれとして良心的な了解がいくわけなんです。ところが今言われるようだったら、全然逆なんです。すでに時計がそうじゃないですか。大資本が乗り出してきてやろうとしている。トランジスタだって、入れようとして入れなかったのは、そういう面があるのですよ。そういうことになる、私はあなたと全然考え方が違う。そこでもう少し方面を変えていき

いと思う。この法律をあなた方が作られようとしたときのヒントは、どういうところにあるのかという、そうであると言われるか言われぬか知りませんが、スイスの時計工業維持管理法という法律によってやつたと思ひます。ところがこの法律で見ました場合には、いかに強い統制をやつておりますが、しかし一面民主的な面が入つておる。すなわち実施に當つて労働組合の要求があつた場合には輸出制限等を実施することができるといふような規定もある。あるいはそれに対する労働者の賃金についていろいろの規定を設けておる。あるいは家内労働についての規制と賃金をやういふものの保護、そういうものを設けておる。ところがあなた方がかりにこのスイスの時計工業維持管理法を手本としてやられたとするならば、御都合の悪いところを全部捨ててしまつて、あなた方に御都合のいいところだけとつておるのではなからうと思ひますが、いかがですか。

○小出政府委員 御指摘のスイスの時計工業維持管理法、スイスにおきましては申すまでもなく時計は最大の輸出品でございますが、これにつきまして海外のマーケティングをやるために業界として単一のスイスの時計の団体というものを作つておられるという点につきましては、ちやうど輸出振興協会と同じような格好になつておりますが、私どもはこの法案を立案するにつきましては、スイスにおいてやつておられますような海外の広報活動の必要性は全く同一の必要性があるというところは認識いたしますけれども、スイスの時計工業維持管理法を手本にして都合のい

いところだけとつたという経過は全然ございません。

○田中(武)委員 私はどうもそう思うのですよ。そうして当局が外国のいい法律なんか、あなた方に都合のいいものがあればそれを取り入れる。これだからこう言うのです。ところが一面の方は捨ててしまふ。そこに私が岸内閣の反動性と言ふゆゑんがあるわけだ。どうなんですか。はっきり言つてごらんないや。

○小出政府委員 重ねてお答え申し上げますが、今のスイスの法律を参考にしましてその中で取捨選択をしたというふうな法律ではありません。日本独自の立場でやつた法律でございます。

○田中(武)委員 ちょっと委員長に……私はまだあと相當質問があるわけですが、時間の都合もあります。何か陳情もあるそうですが、適当に取り計らい願ひたいと思ひます。

○長谷川委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○長谷川委員長 速記を始めて。

○田中(武)委員 質問を続けたい。本法のねらいは登録制度といふゆる事業協会である、こういうことで私はまだ納得いきませんが、しかし登録制度については若干の話を聞きましたので、一方の方に移りたいと思ひますが、この事業協会がする仕事を四つばかりあげておられますが、これもこの法律がなければできないという性格のものではなからうと思ひますが、いかがでしようか。

○小出政府委員 この輸出振興事業協会の業務内容につきましては、主として海外市場調査とかあるいはPR、アフター・サービス、品質改善のための

調査、試験、研究というようなことでございます。こういった海外に對して業界全体が一つにまとまりまして、単一の組織をもつて広報活動、調査活動をやるといふ組織はございませんので、やはりこういった組織を作りますために、またそれが業界全体の負担によります経費に基きまして運営されますというふうな特殊な組織でもございします。これは既存の組織のみでは不十分であるということで、新たな法律上の組織を必要とするのではなからうか、かように考えております。

○田中(武)委員 事業協会のやることは法四十六条に列記してありますが、まずその第一号につきましては、これはあとの条文によつてジェトロに委託することになつておるわけですが、それならばこの法律があつてもなくても、あなたがたがおつしやるように業界一体となつての宣伝調査というふうなことは、ジェトロに委託する方法を、現在の振興会等の組織を通じてやれると思ひますが、いかがですか。

○小出政府委員 輸出振興事業協会の業務内容につきましては、今お話の通り実態をいたしましては、調査の実務をジェトロに委託して行ふというふうな格好、またその他の実務も大体ジェトロに委託するわけでございますが、それではどうしてこういうふうな組織が必要であるかということにつきましましては、一つは国内的に単一のそういった組織を作るといふこと、それからこの協会は、あとの条文にもありますように、負担金というふうな制度がございまして、輕機械の輸出向けの出荷数量に應じまして一定の割合で負担金を徴収し、業界全体が公平な負

担をいたしました。そして、そのためにマーケティングをやつてもらう、こういうふうな組織でございします。で、そういう意味におきまして、やはり法律上の規定を必要とする、かように考えております。

○田中(武)委員 私がこれを各号ずつと見まして、今までにある法律あるいは制度によつてできるものとできないものとに分けていきまして、負担金の徴収だけができないということになるのです。そのほかは全部できるのです。私が質問しているうちに、最後に負担金にいろいろと思ひましたら、あなたは語るに落ちてそこでこれらたのでそこへ飛びますが、それ以外は全部できることになつておると思ひますが、いかがでしようか。そうしたら負担金を取るための事業協会であるといふわけは、やはりありませんが、いかがでしようか。

○小出政府委員 輸出振興事業協会を法律上の特殊法人として規定をしなければならぬのは、確かに御指摘の通り負担金という新しい制度があるということに基きましてでございます。しかしながら負担金を取るのが目的ではございませんで、振興事業協会の目的は海外のマーケティングを業界全体がやる、そのためにはやはりみんなが公平に負担する、みんな平等に負担してやるのだ、こういう態勢で参りまされんので、特に中小企業の団体でございします。と、たか問題が起ります。また熱も入らないというのが実情でございします。で、やむを得ず、こういう負担金というふうな形のものをいたしましたので、法律上の特殊法人にせざるを得ない、こういうことであります。

○田中(武)委員 ちよっと大臣にお伺いします。今、負担金のことが問題になっておりますので、ついでにこの際大臣にお考えをただしておきたいと思

います。現在ですと何とかが工業会、何とか協会、何とか振興会とか、いろいろ業界の上にはたくさん機構があるわけですね。ミシン業界を例にとりま

しましたら、ミシン協会というのがあります。それからミシンの輸出組合というのがあります。それからミシンの工業組合、これは中小企業団体に

よるものだと思います。そこへもってきてミシンの検査協会というのがある。この四つがある。これには事務費を

一台百五十円ずつ取られておる。それから双眼鏡に例をとりましたら、は

業者がこういうふうなものに金を出してはつまらぬというのなら、自分で

考えればよいと思います。○田中(武)委員 業者はつまらぬと言

うてゐるのです。何ならここへ参考人と呼んできて、十分つまらぬとい

ことを聞いていただこうと思ひます。ミシンを例にとれば四つの団体があ

る。そこへこれができれば五つになるのです。これができたならば他のもの

は整理するのですか。いかがですか。○小出政府委員 お話の通り、中小企

業に限らず業界にはいろいろな法律に基くもの、あるいは単なる懇談会式の

もの、二重三重に会費その他を取られて、その負担だけでも相当なものに

なつてゐるという実情は私もよく承知しております。ただ今回の輸出振

興事業協会というものは業会全体が平等な負担を出しますもので、大体この負

担金は輸出出荷価格の1%程度を考へておられて、このものは大した

ものではない、だからこそ業界としても賛成していただいているわけござ

います。しかしながらこういうものができましてした場合におきまして、既存の

いろいろな大小さまざまな団体的なものをどうするかということございま

すが、これは通産省といつたしましても重複するものではないので整理

していきなさい。ただ御承知のように法律に基かないものが大部分でござ

います。そういうようなものは行政指導によつてやらざるを得ないのでござ

います。さしあたりわれわれの方で手が届くようなものにつぎましては、

すみやかに協会の方に吸収してしまふ、例をあげますと双眼鏡の開放研

究所というふうなものがございますけれども、そういうふうないろいろな組織

はできるだけすっきりした形で持つていきたい、かように考へております。

○田中(武)委員 たとえばミシンでも今四つあります。これで協会に吸収

していただく可能性のあるものはどれになりますか。

○小出政府委員 今ミシン関係で、この輸出振興事業協会と目的も違ふし、

また法律的な根拠のありまふようなものにつぎましては、これは一緒にで

きないと思ひます。たとえば工業組

合、これは中小企業団体に基きます組織で、別個に活動しております。

それから検査協会、これもまた輸出検査というもので別に活動しております。

そういうものは吸収できないし、それぞれ存在の意義があると思ひます。他

の団体につきましては、これはよく業界とも相談しまして、重複をできるだけ

避けるように持つていきたい、かように考へております。

○田中(武)委員 大臣にお伺いしま

す。ミシンだけを例にとつても私が現在調べたところでも四つあります。

それは今局長の言われるように全部一つ法律にのつとつて作られてゐるわ

けです。先ほどから私が言つてゐるのは、法律の上に法律を作つていく、屋

上屋を架するものである、それがこう

いう面にも出てくるのです。たとえば検査協会というのは輸出入検査法に

よつて作られてゐる。工業組合は中小企業団体法によつて作られてゐる。輸

出入組合は輸出入取引法によつて作ら

れてゐる、そういうふうになるわけ

です。そこへもつてきてこの事業協会を

作る、こういうことなんです。そんな

に多くのそういう協会とか組合とかい

うものが必要なかどうか。というこ

とは、つまらぬ法律をどんどん作るか

ら、そういうものを作らなければなら

ぬということになる。輸出を振興する

ことについて、なぜそんなに二重、三

重に法律を作る必要があるのか。現に

作つた法律の効果をみても、かややつ

ても、いいのじゃないか、こう言つて

いることが、大臣からぬでしようか。

○高橋國務大臣 目的を同じやうする

ような組合、あるいは協会というもの

をたくさん作る必要は全然ないわけ

で、私は存じておりますから、従いま

して、目的の違つたものについては、い

づれが重要であるかということにな

り、またこれは統合し得るものならば

十分統合して、その経費を節約する

ということは必要だと私は考へます。

○田中(武)委員 目的を同じやうする

法律がたくさんできてゐるから言つて

おるわけなんです。この法律の提出理

由は、いわゆる輕機械の現在のミシン、

双眼鏡の輸出振興にあり、そのために

は過当競争を排除して品質向上をやる

のだ、こういうのです。先ほど言つて

おつた機械工業振興措置法も、そうい

う名において提出せられました。団体

法も、過当競争排除という名において

提出せられました。今から提出せられ

ようとしておるこの輸出入取引法

改正も、同じ目的の名において提出さ

れようとしてゐる。検査を厳格にするこ

とによつてよりよきものを出す、これ

はすなわち輸出振興だ、これは検査法

改正のときの提案理由でございした。

同じ目的でそんなによい法律が要り

ますか。大臣いかがです。

○高橋國務大臣 商品の種類によりま

して、やはりいろいろな種類があるも

のでありますから、特にこの輕機械の

ときは、その製造の方法等につきま

しても、アッセンブルが多いとか、あ

るいはその製品の品質につきまして

も、簡単に検査をすることは困難だ

と思ふ。むしろその生産者の責任を明

かにすることの方がいい。いろ

いろな種類によりまして進うわけであ

りますから、そういう意味から申しま

して、輕機械の重要性を考へ、それから

その現在の製作工程等を考へ、將來の

事業の発展等を考へますと、どうして

もやっぱり今日のこの輸出振興に對す

る法律が必要だと私は信じておりま

す。ただし、過去のものにつぎまし

て、これがダブるというふうなことの

ために、業者の負担が多いというふう

なことにつぎましては、十分検討を加

えて、整理すべきものは整理をしたい

と存じております。

○田中(武)委員 どうも同じ目的のた

めにいろいろな法律が出てくるという

こと、これは失礼な言い方ですが、通

産省内における意思統一ができていな

い、各局々々それぞれ部門における

なわ張り争ひがある、セクト主義が流

れてゐる。そういうことで中小企業庁

からはそういう面から立つた団体法が

できてゐる、通商局の面からは同じ目

的のために輸出入取引法、検査法が出

てゐる。あなたの重工業局からはこう

いうのが出てくる、それに対してはき

りと中心を握つて指導し、一貫したと

ころの施策を与えられるのが大臣で

す。ところがそれができていないから

第一類第九号 商工委員会議録第二号 昭和三十三年十二月十七日

ばらばらになる。その証拠にたとえばミシンの問題についても、今大臣はこういうことは絶対必要であり、これはぜひ通さなければならぬとおっしゃっておる、これは臨時国会が普通であつたら通つておつたかも知れぬ。そういうときにいわゆるミシンの輸出に關連しても、すでにメーカー側のところのワクがある。ところが通商局側が商社ワクを作るといっておる、そういうことでミシンのメーカーと、それから輸出業者との間にテナヤワンをやっておる、片や通商局、片や重工業局でやっておるでしよう。この法律が通れば商社ワクを作っても何にもならない。この法律を現に通産省が立案し、出されておるときにこういうことが争われておる。こういうことを見ても各局各局が勝手気ままなことをやっておる証拠です。そういうふうにお思ひになりませんか、いかがでしようか。

○高橋国務大臣 各局は、各局の仕事に熱心のあまり自分の所管を主張するということとは当然だと思ひます。しかし通産省といましてはその各局の主張を統制いたしまして、これが必要だというものについては十分これを出し、ダブるというものについては十分整理したいという方針で進みたいと思つております。

○田中(武)委員 私は、今度出されようとしておるところの輸出入取引法の改正と、これと同じ思想の上に立つておると思う。従ひましてこれだけ先にやつていってもこつちがわからぬ、大臣がそうおっしゃるなら、できるならば一緒に並べてやつてもいいのじゃないかと思うのです。

まだいろいろ質問したいし、残つておるのですが、一時ということですから、きょうはこの程度でおきたいと思ひます。詳細な点についてはあとでまた質問いたします機会を与えていただきますように委員長にお願いしておきまして、一応きょうは終了します。

○長谷川委員長 本日はこれにて散会いたします。

次会は明日午前九時四十分より理事会、午前十時より委員会を開会いたします。

午後零時五十七分散会